

第 74 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 6 月 7 日（火）16 時 00 分～18 時 00 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、北川学、柴田眞里、高野一彦、竹内由美、玉置久、千木良悦子、中川丈久、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
行財政局主税部税制課長
保健福祉局高齢福祉部介護保険課担当課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
教育委員会事務局指導部担当課長
教育委員会事務局指導部首席指導主事
地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課長
こども家庭局子育て支援部振興課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①課税システムのサーバ管理への移行について
 - ②神戸市ふるさと納税管理システムの構築について
 - ③介護保険総合事業管理事務のシステム化について
 - ④新福祉医療システムへの情報項目の追加について
 - ⑤学校と警察における相互情報連絡制度の実施について
 - ⑥神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システムと西市民病院医療情報システムの改修について
 - ⑦利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①課税システムのサーバ管理への移行について
行財政局主税部税制課から、課税システムのサーバ管理への移行について第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置

等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 それではただいまの説明について、質問があればお願いいたします。
- 委員 18 ページ(3)でDV情報を取得することで、と書いてあるのですが、課税システムとDV情報がどのように関係してくるのでしょうか。想像ができませんのですが。
- 税制課 例えば、証明書の発行に関してDVに対しては、注意をはらっており、電話対応等でご本人以外に情報が漏れないようにするためです。
- 委員 情報公開で申請されることはあるのですか。
- 税制課 ほとんど無いです。個人情報、各個人の情報になりますので。
- 事務局 証明事務等につきましては、各市税務所で取扱っております。個人に関する情報ですので、情報公開請求という手続きを経てということはいたしかねると思われま。
- 委員 運用上の保護のところですが、パスワードの変更の期間は決めておられますか。
- 税制課 6ヶ月ごとと決めております。
- 委員 形態としてホストコンピュータからクライアント&サーバシステムへ移行するということですね。別図でどれがサーバでどれがクライアントなのか、クライアントサーバでWeb形式でとかキーワードは並んでいて、マイグレーション方式で移行するということは書かれているのですが、具体的なイメージというか、形態はどのようになっているのでしょうか。
- 税制課 サーバに移行しますが、真ん中の緑で囲っている税のオンラインシステムとなっております。そこから専用回線を通して、各拠点、市税事務所とか本庁の所管課へ端末で通信を行うという形になっております。データはサーバで管理をする形になります。
- 委員 ホストコンピュータにより運用されていたというときは、どういう形態だったのでしょうか。

- 税 制 課 基本的には同じです。筐体が代わるだけになります。
- 委 員 ホストコンピュータのときも、ホストコンピュータをサーバのように使っていたということですか。
- 税 制 課 そうということです。
- 委 員 ほかに質問がないようでしたら、審議会の意見をまとめたいと思います。
「課税システムのサーバ管理への移行」については、平成 28 年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止される予定であることから、課税システムのサーバ管理への移行は、不可欠であると認められます。また、システムの再構築に当たっては、マイナンバー制度への対応、DV 情報取得による DV 保護対象者への対応等、機能の充実を図り、市民サービスの向上につながると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

②介護保険総合事業管理事務のシステム化について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、介護保険総合事業管理事務のシステム化について第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 それではただいまの説明について、質問があればお願いいたします。
- 委 員 別図資料②の右側で、サーバに総合事業管理システムと認定管理システムがひとつに載っていて、その下の介護保険システムとデータ連携と書いてあるのですが、ここの連携はどのような形でされるのですか。
- 介護保険課 連携はFTPという形になるのですが、サーバ内にどちらからも取りにいける共用フォルダを作りまして、そこに総合事業管理システムと認定管理システムから情報を置きにいて、介護保険システムがそのデータを取りに行くという、日次連携でバッチ処理を流すことになります。
- 委 員 そのセキュリティは、一定のガイドラインには従っているわけですね。
- 介護保険課 そうです。

○委員 介護保険制度改正に伴って、特定高齢者把握事業から総合事業に変わったわけですね。中身がどのように変わったのでしょうか。

○介護保険課 今までの特定高齢者把握事業といいますのは、要介護のリスクの高い高齢者を厚労省が作っている基本チェックリストで判断して、それに該当する対象者に介護予防等のサービスを提供していくということを行ってきました。その効果があまりなかったということで、この事業については国の方が廃止するというので、神戸市も今年度で廃止します。資料の9ページを見ていただきたいのですが、9ページの左側で、予防給付(全国一律の基準)と書いているところで、訪問介護、通所介護と書いておりますが、これまで国の一律の基準に基づいてサービスを行ってきたのですが、来年度から総合事業ということで、各保険者がそれぞれ独自の基準に基づいたサービスを提供するという形に移行してまいります。どちらも今まで使ってきたチェックリストで対象者を判断するのですが、特定高齢者把握事業で使ってきた生活機能評価管理システムも基本的に同じチェックリストでやりますので、評価システムを改修・再構築して新たな事業で使っていこうと、そういう内容になっております。

○委員 5ページに参考として書いてありますが、生活機能評価管理システムというものが立ち上がっているわけですね。それを新しく総合事業向けに再構築する、そういうことですね。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

○委員 それでは、審議会としての答申案をまとめたいと思います。介護保険制度改正に伴い総合事業を実施するにあたり、当該事務を電子計算機処理することにより、適正かつ速やかな事業対象者の判定、被保険者証の発行及び有効期間の適正管理が図れることから、市民サービスの向上に資すると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

③新福祉医療システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、新福祉医療システムへの情報項目の追加について第11条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それではご質問ありましたら、お願いいたします。

- 委員 扶養者情報を追加するということなのですが、中身が賦課年度、扶養者宛名番号、扶養否認、更生年月日の4点ということですが、これを参照すると何がわかるのか教えていただけますでしょうか。
- 国保年金医療課 扶養者宛名番号というのが、税の申告のある人に扶養者登録されている人の税の番号になります。この番号があると申請に来られた人の住記の個人番号がありまして、それと突合することによって、申請に来られた人が税の扶養があるかどうかを確認することが可能になります。
- 委員 扶養者の名前が分かるわけではなくて、被扶養者として登録されている人かどうか分かる。
- 国保年金医療課 扶養否認というのは、被扶養者として登録されているけれども、否認のコードが入っていると、後で取り消された場合などが考えられますので、そういったものを除外するようなことを行います。
- 委員 扶養の登録されている情報を打ち消すような情報の項目がある。
- 国保年金医療課 更生年月日は、それを更生した日付を参照しております。
- 委員 賦課年度は何年度、何年度と書いてあって、直近のものがあれば直近に扶養されていたのがわかると。2年前なら2年前が分かると。何年くらい持っているものなのですか。
- 国保年金医療課 賦課年度については、最新の情報をもらうことにしておりますので、直近で最新である情報を1年分、直近の賦課年度がです。
- 委員 賦課年度と書いてあるけれども、最新の年度があるかどうか分かるだけですか。
- 国保年金医療課 最新の全件が月1回送られてきますので、賦課年度についても最新の賦課年度が1件送られてきます。
- 委員 情報項目を追加するというのは、別図の福祉医療システムの扶養者情報というのを追加されるのですね。共通基盤から月1回データを引っ張ってくると。ここは他の所得情報等と全く同じ仕掛けでされるということで、そ

の辺のセキュリティは従前のものと変わらないということですね。もう一つ件数のところで、毎月の扶養者情報確認件数というのは、窓口で確認を必要とする件数ということですね。扶養者情報を毎月引っ張ってくるというのは、全体を持ってくるということですね。

○国保年金医療課 税の方で、その時点その時点での最新情報を丸ごと引っ張ってくるということです。

○委 員 先ほど説明もありましたが、今年の2月にこの福祉医療システムの構築そのものは当審議会に諮問されて承認されているということですね。今回、扶養者情報を追加したいということですね。ほかにご質問はありませんか。

○委 員 答申案をまとめたいと思います。福祉医療費助成の資格判定に当たって、扶養義務者等の所得について確認する必要があるということで、申請者の扶養状況を新福祉医療システム上で確認できるようにすることで、より正確な資格判定が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報のシステム上の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④学校と警察における相互情報連絡制度の実施について

教育委員会事務局指導部指導課から、学校と警察における相互情報連絡制度の実施について、第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 本件につきましては、前回諮問がありまして委員の皆様からいろいろご指摘いただき、そのご指摘をふまえて、今、説明されたように変更して再度諮問されているということです。それでは委員の皆様よろしく願いいたします。

○委 員 提供した情報をいつまで持っていて、いつ削除するのかということはどういう取り決めになっているのでしょうか。

○教育委員会 協定書の8ページをご覧ください。情報の提供等は口頭または面談で行なうとなっており、それを受けた方が文書化するわけですが、その保存期限は1年間と定めております。保存期限が経過した文書は確実に廃棄するというところで条項を設けております。

- 委員 警察への個人情報の提供ということで、慎重に対応する必要があるだろうということで、前回、委員からご指摘ありましたが、どうでしょうか。確認されて何かお気づきの点はありますか。
- 委員 私が指摘した点は、反映していただいていると思っております。現場にも分かりやすい形になったと思いますが、慎重に取り扱っていただきたいということは、あらためて申し上げておきたいと思っております。
- 委員 私も同じ思いです。ガイドラインで、「保護者との連携のもと、十分な指導の積み重ねの上で行なわれるもの」と書かれているのですが、あまりこの中で保護者の了解とか、保護者への説明とか、保護者の同意を得たとか出てきておりませんが、この文章を読んで、保護者に説明をして、保護者と相談をしながら、子供の健全育成というところでは保護者の意見を十分汲んでいるのだらうなというふうに理解しております。やはり親の責任というのか親の知らないところで勝手に進むということではなくて、警察との関係ですので、配慮していただいて十分慎重にしていきたいと思っております。1年で事務文書は消去されるということですが、なかなか厳しいものがあるのかなと心配しております。
- 教育委員会 何よりもこの事業の趣旨としまして、児童・生徒の健全育成・犯罪や被害からの未然防止を何度も謳っておりますが、その根底にありますのが、保護者・児童生徒本人との信頼関係です。そういう了解や事前に説明なりということ、虐待の場合はそれをしてしまうと子供に被害が及びますので、すべてというわけには行かないかもしれませんが、原則的には信頼関係のもとで行ってまいりたいと考えております。
- 委員 個人情報の保護ということで、この情報連絡票がコンピュータに保存されないということですが、手書きが原則ということで紙が残りますので、紛失しないよう十分注意していただきたいと思っております。
- 委員 秘密の保持のところ、保存期間を過ぎた文書は確実に廃棄するとなっておりますが、それを担保する手法というかガイドラインというか、そういうものをきちんと作る必要があるのではないのかなと思っております。その辺をどう担保するのか、内部でどのようにそれを確実にするのか、やり方をぜひ考えていただければと思っております。

- 教育委員会 学校現場との密接な関係の中で、生徒指導担当の教員と研修などもたびたび行っておりますし、また、定期的に連絡会等も行っております。これにかかわらず、やはり子供たちのプライバシーにかかわる生徒指導の状況につきましても報告等のやりとりもしています中で、情報の管理はこれまでも厳格に行うよう指導もしてまいりましたけれども、なお一層研修等、事あるごとに指導をしていきたいと思っております。それと、台帳の整理をしておりますが、必要に応じて指導課の方で該当校の管理状況の確認等を行ってまいりたいと思っております。
- 委 員 監査的なことはするのですか。文書監査みたいなことは。
- 教育委員会 必要に応じて、例えば、学校での発生状況等に鑑みまして、やるべきときにやるということになります。運用状況を見極めながらということになります。
- 委 員 相手のあることです。信じて、指導してちゃんとしてくれるだろうということでもやっても、忘れていましたということがあり得るということも考えられることです。チェック機関ということで監査であったり校長がちゃんと見る等、具体的に何か考えておかないといけないと思うのですが、ちゃんとしていただけたらと思います。
- 委 員 神戸市立の学校が対象だと思うのですが、私立や県立の学校はどうされるのでしょうか。
- 教育委員会 どうしても私立の学校というのは、運営まで手が届かない部分というのが正直ございます。県立につきましては、県の教育委員会が県警と、同様の取扱いについて話を進めていると聞いております。
- 委 員 私立だけがこういう県警とのシステムがないということですか。
- 教育委員会 学校の設置者である学校法人なりその学校が、個々に所管の警察署なりと、必要に応じて県警本部なりとお話をされているのか、個々の話になってくるのかなと思います。
- 委 員 同じ地域に市立、私立、県立の学校があるのですけれど、横の問題というのはないのでしょうか。縦でいきますと、横の問題が起こったときはどこがどうするのだということは考えていらっしゃいますか。

- 教育委員会 横の問題というのは多分でございます。他校の生徒と同じように集まって行動する可能性はあるのですが、そういう場合に警察へ情報提供することは、市立の学校に児童生徒でしたら必要性に鑑みまして、このガイドライン・協定書に沿って行うと考えられますが、市立の学校の児童生徒以外の情報というのは我々の方から行うべきか、ということは慎重に考えないといけないと思います。そういう場合に、横の連携としましては学校間の連携を行っております、その中で、そちらの学校の生徒指導担当の先生方と連携を取っていくことは必要かと思っております。
- 委員 員 目的は生徒を守るため、そのためにいろいろなことをやると。守ろうというところで何かあったときに、横がどこも知らなかったというか、穴が開かないようなことも考えていただいているのかなど。
- 教育委員会 日頃から私どもの方も各学校現場におきましては、私学の学校なりとも連絡は必要に応じて取っております、定期的にブロック単位での連絡会というようなことも行っております。そういった連携の中で、必要がございましたら、その生徒指導の担当の教員等と担当者同士が連絡を取って連携を行い、そのような事態の未然防止等を行っていくと考えております。
- 委員 員 こうして守るとというのが、市立だけではなくて神戸市にはいろいろな学校がありますので、全部守るということでフォローしていただけるとありがたいです。
- 委員 員 秘密の保持の点で、情報連絡票が警察の方から学校側に提供される場合に、警察側もこの連絡票は保管しておくことになるのでしょうか。
- 教育委員会 こちらはそのまま渡すのではなく、あくまで私どもの内部の決裁用に生徒指導の担当や教頭が警察の署員と連絡を取る際に、このような内容で連絡を行います。同様に警察でもそれを受けた場合に記録もありますし、また警察から学校に提供される場合にも同じような様式で署員の方が所長なりの決裁を受けた上で行うと聞いております。警察に流すものそのものではなく、警察に流す情報の趣旨だどご理解いただければと。連絡票は内部に止まっておくものです。それに1年間の保存期限を設けているということです。
- 委員 員 こちらのガイドラインには、警察側の保管の運用というのが記載されてな

くて、学校側は校長の直接管理ということで記載がされているのですが、警察が持っている情報の管理等はこの中では特に定めなくてもよろしいのでしょうか。

○教育委員会 双方にこの協定書の中に責任者を定めておきまして、警察側は警察署長を責任者としてその管理の下で制度の運用を行うと定めております。

○委員 やはり、個人情報を警察に提供するということが、いろいろとご懸念があるようなのですが、答申のまとめに入りたいと思います。

この「学校と警察における相互情報連絡制度の実施」については、児童生徒の犯罪事案や犯罪被害を未然に防止するために必要な情報を、生命・身体への保護や補導による立ち直り支援を実施する兵庫県警に提供するということが、児童生徒の健全育成や非行の未然防止の観点から提供するということが公益に資すると認められます。また、個人情報の提供にあたっては、個人の権利利益を不当に侵害しないために、教育委員会と兵庫県警との間で協定を締結し、さらに情報提供のガイドラインを策定して個人情報の慎重かつ適切な管理が徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。各委員からいろいろな懸念が出されておりますので、くれぐれもガイドラインの運用につきましては、慎重にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

⑤神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システムと西市民病院医療情報システムの改修について

地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課から、神戸市立医療センター中央市民病院医療情報システムと西市民病院医療情報システムの改修について第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 説明をお聞きしている中で、おそらく緊急性が高い医療を提供する場合や高度な医療を提供する場合に、違う病院で対応する必要がある、そういう場合を想定されているようなのですが、どういう場合をそもそも想定しているのかということをもっと詳しく説明していただけますでしょうか。それと、西市民病院から中央市民病院に患者が替わっていったということが、年間にどれだけあるのかという数字的なものをお持ちでしたら、教えていただけたらと思うのですが。

○市民病院機構 中央市民病院と西市民病院は同じ市民病院ですが、施設面とかスタッフ面で差があります。中央市民病院は大学病院クラスの病院ですが、西市民病院は地域の拠点となるような、開業医が対応できないような患者を受けるような規模の病院ですから、診療科の数におきましても、スタッフの数におきましても、特に時間外につきましては大きな差があります。比較的軽い救急の患者であれば西市民病院でもほぼ対応可能なのですが、少し重症な患者や手術が必要でしかも複数の診療科が絡むような患者は西市民病院では対応ができません。ですから、そういう患者につきましては中央市民病院へ転院をするということが日常的になっております。特に手術室の数の関係や診療科の関係、西市民病院には脳外科等がありませんので、転院して診療をお願いすることになります。一方、中央市民病院の方は高度急性期病院ですので、ある程度山を越えますと、今度は同じ急性期病院の西市民病院へ転院することによって、中央市民病院のベッドを空けて、次の新しい緊急性の高い患者を受け入れるという役割分担をしておりますので、日常的に緊急の場合だけではなく、やりとりをしております。具体的な数値を申し上げますと、27年度西市民病院から中央市民病院へ紹介した患者数は約805件ございました。逆に中央市民病院から西市民病院へ紹介した患者数は327件、約半数となっております。病院の機能差ということになるかと思えます。

○委員 図1ですが、西（中央）から中央（西）に閲覧する図になっていますが、左右対称になってないとおかしいと思うのですが、右側の下にある病院端末は閲覧用端末とは別物ですか。

○市民病院機構 別のものです。

○委員 すると右側にも閲覧用端末は置かれているのですね。相互に対象であるということは。この絵を描かれたときには関係ないから省略されているのですね。動作点だけを描かれたらこうなのですが。すると、閲覧用端末はファイアウォールの外に出ているのですが、これは誰も見ることのない端末なのではなかね。外からリモートで入れるだけで、サーバ室にあるけれどファイアウォールの外に出しておいて、ファイアウォールの外にあるものに外から入ってきて、左側のファイアウォールを介してこの閲覧用端末だけは外から内側に入っていける、そういうことでセキュリティを確保するというのでしょうか。

- 市民病院機構 そうです。
- 委 員 もう一点は、専用回線を引くにもかかわらずファイアウォールを置くというのは、常識的なことなのですか。それともこのファイアウォールの外側というのは、別のものも繋がっているのですか。
- 市民病院機構 いいえ、別のものは繋がっておりません。
- 委 員 分かりました。別にあってもセキュリティ的には全く問題ありませんので。閲覧用端末を外に置いて、ローカルにセキュリティを確保して、そのセキュリティを確保したところにリモートディスクトップで外から直接中を閲覧することによって情報の漏れというか、セキュリティのレベルを上げておこうというものです。これは従前から使われているものということですので、これで問題なく運用されているとは思いますが。
- 委 員 それでは、答申案のまとめに移りたいと思います。この医療情報システムの改修については、中央市民病院と西市民病院の医療情報システムを連携することにより、両病院間で患者の紹介を行う場合に、迅速に患者情報を提供できることから、患者の迅速かつ的確な救命及び治療に寄与するものと認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑥利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について

こども家庭局子育て支援部振興課から、利用者負担額（保育料）の滞納整理業務の電子計算機処理について第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 それでは質問がありましたら、お願いいたします。
- 委 員 今はどうされているのですか。8月からと書いてあるのですか。
- 振 興 課 失念しておりました、今回の審議会で今回の議案をあげる時に、そういうことが分かりましたので、今はスタンドアロンで一つの端末で対応しております。業務的にはデータは一つで管理して、他のメンバーにも確認をしてもらいたいこともありますので、早く解消したいと考えております。

- 委員 類型で対応できると思われていたと言われていましたが、情報が職員間で共有される場合は、類型に当たらないということでしたね。
- 振興課 単独で行う電子計算機処理は、審議会を通さなくても良いと類型化がされたのですが、私どもの方でデータを共有する場合と共有しない場合に分けることがないと思っていたのですが、今回の場合は共有していましたので、共有の場合は審議会にお諮りをしないといけないということを失念していたという状況です。
- 委員 他にいかがでしょうか。
- 委員 それでは答申をまとめたいと思いますが、この「利用者負担額の滞納整理業務の電子計算機処理」については、市立保育所にかかる利用者負担額の滞納整理業務にあたり、多数の案件について業務上必要な記録及び調書類を作成し、進捗管理と迅速・適切な世帯対応を行うためには、電子計算機処理が不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。
- それでは本日の6件の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これもちまして、第74回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。